

2024年（令和6年）3月6日

指定居宅介護支援事業所  
管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

### 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書等の提出について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きを行う必要があります。

つきましては、居宅サービス計画に位置付けられたサービスについて、紹介率が最高である法人（以下「紹介率最高法人」という。）の名称等について記載した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成してください。

また、算定の結果、居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、介護保険課に「特定事業所集中減算の提供状況に係る報告書」等を提出してください。

なお、紹介率最高法人の割合が80%を超えなかった場合、報告書を提出する必要はありませんが、各事業所において、報告書を2年間保管してください。

#### 1 報告対象期間（判定期間）

2023年（令和5年）9月1日～2024年（令和6年）2月29日

#### 2 報告書の提出が必要な事業所

「訪問介護」、「通所介護」、「福祉用具貸与」、「地域密着型通所介護」のサービスについて、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えている事業所

3 提出書類

- (1) 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和5年度後期用）
- (2) 正当な理由の有無に関する申出書（報告書別紙）
- (3) 介護報酬の加算等に関する届出書（※）

※今回の判定期間で新たに減算対象となる場合又は適用対象外となる場合のみ提出してください。

4 提出期限 2024年（令和6年）3月15日（金）

5 提出方法 来庁又は郵送

6 提出先 藤沢市介護保険課（本庁舎2階）

（郵送の場合）

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1  
藤沢市役所 介護保険課 企画・事業所担当 宛て

7 報告書様式等掲載場所（藤沢市ホームページ）

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>事業者向け  
>居宅介護支援>特定事業所集中減算について  
>特定事業所集中減算に係る手続き（令和5年度後期分）

以 上

事務担当  
藤沢市介護保険課  
企画・事業所担当  
電話：0466-50-8270